

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 本別町の人口構造、産業構造

本別町は、十勝平野の東北部に位置する、面積 391.91k m²の町で、地形は東部と南部は標高 200m 前後の丘陵地帯、西部、北部は 50m から 300m の段丘地で、利別川、美里別川の両河川に沿って平地が形成されている。利用面積別では、山林面積が 55%と半分以上を占めており、基幹産業である農業の耕地面積は 26.7%となっている。

人口は昭和 34 (1959) 年の 18,858 人 (6 月 30 日住民基本台帳) をピークに年々減少が続いている。これは、都市部への若い労働力の流出と出生率の低下、高齢化の進展と離農、官公庁・企業の統廃合などが要因と考えられる。本別町まち・ひと・しごと人口ビジョンによる、2015 年以降の国立社会保障人口問題研究所 (社人研) の推計によれば、今後も人口は減少を続け、平成 52 (2040) 年には、約 4,700 人 (現在から約 38%減少) に、平成 72 (2060) 年には、約 3,000 人 (現在から約 60%減少) になるものと推計されている。

また、産業別では国勢調査において、昭和 40 (1965) 年に 3,663 人いた第 1 次産業就業者は平成 27 (2015) 年には 2,648 人減少して 1,015 人に、第 2 次産業就業者も昭和 40 (1965) 年の 1,585 人から平成 27 (2015) 年には 912 人減少し 673 人へ、小売・金融・医療福祉・サービス業等のいわゆる第 3 次産業就業者も、昭和 40 (1965) 年の 2,711 人から平成 27 (2015) 年には 629 人減少し 2,082 人となっている。

商工業においては、殆どが小規模事業者であり、商店事業所数は、平成 6 (1994) 年の 186 社から平成 26 (2014) 年には 95 社減少し 91 社に、また、工業事業所数も平成 6 (1994) 年の 24 社から平成 26 (2014) 年には 14 社減少し 10 社となり、人口の減少や事業者の高齢化にともない 5 割以上減少している。

(2) 目標

本別町では、町内の中小企業に対し、生産年齢人口の減少や高齢化が進む中で労働生産性を維持・向上するため早急に先端設備の導入を進めるよう促していく必要がある。

また、本別町中小企業融資制度や保証料補助に加え、税制優遇措置を創設することにより、事業者の設備投資に対する意欲を喚起させ、且つ、支援していくことが喫緊の課題となっている。このため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備導入を促すことで地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本別町の産業構造においては、農林業といった１次産業を中心に二次産業、三次産業に広がっていることから、幅広い設備の生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本別町は人口の約７割が市街地に居住しており、小売業、サービス業、飲食業などが市街地に集中しているが、基幹産業である農業は町内に点在していることから、町全域において生産性を向上させるため、本別町全域を本計画の対象地域とする。

（２）対象業種・事業

町内全域に多種多様な業種を営む事業者が存在していることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴツール導入による業務効率化や付加価値向上、省エネルギーの推進など多種多様であることから本計画において対象となる事業は労働生産性が年３％以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（１）雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

（２）健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。